平成２９年（フ）第２９号
新潟県南魚沼市奥43番地
債務者　中澤　真二
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第５７２号
愛知県長久手市戸田谷1210番地　大橋ビル102号
債務者　伊藤　千春
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６２２号
名古屋市北区志賀町５丁目49番地　エルナーニ204号、従前の住所名古屋市北区敷島町70番地　シャルム70　305号
債務者　新田　宏美
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７３１号
札幌市東区北36条東17丁目１番38―204号
債務者　山田　　学
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７５１号
札幌市東区東苗穂６条３丁目９番13号　メゾンド・ルセ101号
債務者　遠藤　宏起
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８１１号
北海道石狩市樽川８条１丁目269番地
債務者　佐藤　義幸
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８４０号
札幌市手稲区西宮の沢３条２丁目５番20号　ユイガーデンハイム205号、住民票上の住所札幌市手稲区新発寒６条６丁目１番16号
債務者　石井喜代美
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８４５号
北海道北広島市稲穂町西１丁目１番地18　ライラック稲穂105号
債務者　米坂　正則
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８５７号
北海道石狩郡当別町樺戸町476番地38　町住65号
債務者　傳法谷清史
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７６号
盛岡市茶畑２丁目24番21号
債務者　吉田華矢子
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１２２号
盛岡市東見前４地割８番地２
債務者　工藤　智子
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第３５号
福島県会津若松市門田町大字徳久字竹之元873番地の１　有料老人ホームまごころホーム、前住所福島県会津若松市表町７番96号天神荘105号
債務者　山浦　　誠
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第１７２２号
大阪市此花区酉島４丁目１番１―701号
債務者　大畑　　博
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７７６号
大阪市生野区小路東３丁目18番27号
債務者　森野　惠子
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９２１号
大阪府門真市石原町21番32号　バードヒル古川橋306号
債務者　山西　隆童
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９３５号
大阪市淀川区新高６丁目14番58号　新高マンション　303号
債務者　加藤由美子
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９８１号
大阪府豊中市野田町６番１―607号
債務者　山口　智子
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部